

3 預託金の取扱い

1 令和5年度預託日

年度当初は4月3日とし、追加は10月31日とする。

2 預託金の算出

(1) 年度当初預託分

融資状況報告書の期末残高に、「市が預託すべき資金の負担割合（預託割合）」（別表）を乗じ、預託金を算出する。

$$\text{2月末融資残高} \times \text{預託割合} = \text{預託金額（千円未満切り捨て）} \dots A$$

(2) 追加預託分

資金ごとに預託金の不足（過剰）分を算出し、資金間でプール計算を行い、不足分が発生した場合、預託金の追加を行う。

$$\text{9月末融資残高} \times \text{預託割合} = \text{預託金額（千円未満切り捨て）} \dots B$$

$$\text{今期不足（過剰）分} \dots C (=B-A)$$

※ Cが「正」の場合は不足、「負」の場合は過剰

(3) 預託金算定の対象外

- ・最終償還期限が到達したもの。
ただし、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」に基づき条件変更を行ったもの並びに金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定をし条件変更を行ったもので、融資期間が延長となり最終償還期限を超過したものは預託金算定の対象とする。
- ・最終償還期限内で債権の償却・譲渡等を行ったもの。

(4) 預託金通知書

年度当初預託分については4月10日までに、追加預託分については11月10日までに、「小樽市中小企業等融資制度預託金通知書」（様式5）にて市へ通知する。

3 令和5年度預託期間

当初預託分 令和5年 4月 3日 ～ 令和6年 3月29日
追加預託分 令和5年10月31日 ～ 令和6年 3月29日

4 預託金の預け入れ

預託金の預け入れ手続きは、原則、市から通知される「中小企業等振興資金などの融資制度に係る預託金について」をもってその依頼書とする。

5 預託金及び利息の返済

- ① 令和6年3月29日に下記の指定する口座へ振り込むものとする。預託金の解約払戻手続きは、原則、市から通知される「小樽市中小企業等融資制度に係る預託金の返還及び利息について」をもってその依頼書とする。

振込先

銀行支店名	北洋銀行小樽中央支店
銀行及び支店コード	0501-341
預金種別	普通
口座番号	119180
口座名義略称（漢字）	小樽市歳計現金
（カナ）	オタルシサイケイゲンキン

- ② 利息計算について

預託金 × 預託利率 × (預託日数 / 1年の日数) であるが、

預託日数は、預託金の交付を受けた日から預託返済日の前日までの日数とする。

また、1年の日数は、各金融機関が定める利息の計算方法における1年の日数とする。